様式第２号（第８条関係）

土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業費内訳（補助対象住宅の除却等に要する経費）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　類　別 | 補助対象事業費 | 備考 |
| 1. 撤去費
 | 1. 動産移転費
 | 1. 借入れにより

生じる経費 | 1. 仮住居費
 | 1. その他移転に

伴う経費 | 計①＋②＋③＋④＋⑤ |
| 費用 | 積算内訳 | 費用 | 積算内訳 | 費用 | 積算内訳 | 費用 | 積算内訳 | 費用 | 積算内訳 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

注

（１）　見積書の写し（請求書の写し又は領収書の写し）を添付すること。

（２）　「補助対象事業費」欄は、補助対象限度額を超える場合は限度額をその額とし、その他の場合は事業費総額をその額として記入

すること。

（３）　④について、借家の場合は３か月以内とすること。ただし、新住宅を取得しない事業においては、計上しない。

（４）　⑤について、１万円を限度として計上すること。

様式第３号（第８条関係）

土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業費内訳（補助対象住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 工事種類 | 工事費又は購入費 | 左のうち借入金 | 備　考 |
| 借入先 | 借入金 | 利率 | 期間 | 補助対象事業費 |
| 建　物 | 小計 | 円 |  | 円 | ％ |  | 円 |  |
| 土　地 | 小計 |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

注

（１）　見積書の写し（請求書の写し又は領収書の写し）、金融機関の利息計算書、借用証明書等を添付すること。

（２）　「補助対象事業費」欄は、補助対象限度額を超える場合は限度額をその額とし、その他の場合は事業費総額をその額として記入

すること。

（３）　利率は８．５％を限度とする。利率が８．５％を超える場合は、その利率及び事業費をそれぞれ上段に（　）書で記入すること。

（４）　補助対象事業費は利息総額を記入すること。

様式第４号（第８条関係）

　　年　　月　　日

富田林市長　様

住　　所

フリガナ

氏　 名　　　　　　　　　　　㊞

事業計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅の所有者氏名 | 　 |
| 住宅の所在地 | 富田林市 |
| 住宅の種類 | 専用住宅　・　併用住宅 |
| 建築（着工）年月 | 　　　　　　年　　　月 |
| 階　　　　　　数 | 　　　　　　階建て |
| 延べ面積 | 　　　　　　　　　　　　　　　㎡　 |
| （併用住宅のとき） | 住宅以外の面積　　　　　㎡ |
| 土砂災害の種類 |  |
| 土砂災害警戒区域の名称 |  |
| 事業内容（除却） | 除却　・　解体移転　・　その他（　　　） |
| 工事費（除却） |  |
| 事業内容（住宅建設） | 新築　・　購入 |
| 工事費（住宅建設） |  |

添付書類

　□補助対象住宅及び新住宅位置図（がけ地断面図を含む。）

　□補助対象住宅の登記事項証明書　　　　□要綱第３条第１項第１号関係（住民票等）

□要綱第３条第１項第２号関係（完納証明書等）　　□所得（課税）証明書

□要綱第３条第１項第４号関係

□補助対象住宅の写真　　　　□利害関係者の同意書　　　　□工程表

□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

様式第５号（第８条関係）

補助対象住宅位置図（がけ断面図を含む。）

様式第６号（第８条関係）

新住宅位置図

様式第７号（第８条関係）

　　年　　月　　日

富田林市長　様

住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　　　　㊞

要件確認申立書

富田林市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金交付要綱第８条第１項に基づき、私は、補助金の交付申請を行うに当たり、同要綱第３条第２号の要件を満たすことを申し立てます。

なお、富田林市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金の支給を受けるに当たり、同要綱第３条第２号に規定する私の市税の納付状況に関し、富田林市が確認を行うことに同意します。

様式第８号（第８条関係）

　　　　年　　月　　日

富田林市長　様

住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　　　　㊞

要件確認申立書

　富田林市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金交付要綱第８条第１項に基づき、補助金の交付申請を行うに当たり、同要綱第３条第４号の要件を満たすことを申し立てます。

　なお、同号の要件に違反する可能性の生じた場合は、直ちにその旨届け出るとともに、違反の有無に関して調査が必要となった場合には、富田林市が求める必要な情報及び資料を遅滞なく提出するとともに、富田林市において当該資料等を大阪府警察本部又は富田林警察署へ提供し、意見を聴くことに同意します。

また、違反することが判明した場合は、同要綱第２２条に基づき、補助金の交付を取り消されること及び補助金の返還が必要なことを確認いたしました。